

医療費は次の通りです。当該利用者の医療保険に示された割合で自己負担額が定まります。

訪問看護基本療養費（Ⅰ）		保健師、助産師又は看護師等	週3日まで	5,550円	
			週4日目以降	6,550円	
		准看護師	週3日まで	5,050円	
			週4日目以降	6,050円	
		理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士			5,550円
訪問看護 基本療養費 （Ⅱ）	同一建物居住者 同一日に2人	保健師、助産師又は看護師等	週3日まで	5,550円	
			週4日目以降	6,550円	
		准看護師	週3日まで	5,050円	
			週4日目以降	6,050円	
	同一建物居住者 同一日に3人以上	理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士			5,550円
		看護師、理学療法士等	週3日まで	2,780円	
			週4日目以降	3,280円	
		准看護師	週3日まで	2,530円	
週4日目以降	3,030円				
		理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士			2,780円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		入院中の方が一時的に外泊期間中の訪問看護			8,500円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア 又は 褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた 看護師による場合		12,850円（月1回に限り）			
難病等複数回訪問加算		1日2回の場合	同一建物内1人	4,500円	
			同一建物内2人	4,500円	
			同一建物内3人以上	4,000円	
		1日3回以上の場合	同一建物内1人	8,000円	
			同一建物内2人	8,000円	
			同一建物内3人以上	7,200円	
緊急訪問看護加算		2,650円／日			
長時間訪問看護加算		5,200円（週1回限り）			
乳幼児加算（6歳未満）		1,500円／日			
複数名訪問看護 加算	指定の看護職員＋他の看護師等（准看護師を除く）		同一建物内1人	4,500円	
			同一建物内2人	4,500円	
			同一建物内3人以上	4,000円	
	指定の看護職員＋他の准看護師		同一建物内1人	3,800円	
			同一建物内2人	3,800円	
			同一建物内3人以上	3,400円	
	指定の看護職員＋看護補助者（別に厚生労働大臣 が定める場合を除く）		同一建物内1人	3,000円	
			同一建物内2人	3,000円	
			同一建物内3人以上	2,700円	
	指定の看護職員＋看護 補助者（別に厚生労働 大臣が定める場合に限 る）	1日に1回の場合	同一建物内1人	3,000円	
			同一建物内2人	3,000円	
			同一建物内3人以上	2,700円	
		1日に2回の場合	同一建物内1人	6,000円	
			同一建物内2人	6,000円	
			同一建物内3人以上	5,400円	
1日に3回以上の場合		同一建物内1人	10,000円		
		同一建物内2人	10,000円		
		同一建物内3人以上	9,000円		
夜間・早朝訪問看護加算		18時～22時、6時～8時：2,100円			
深夜訪問看護加算		22時～6時：4,200円			
特別地域訪問看護加算		＋50／100			
訪問看護管理療養費		初日：7,440円 2日目以降1日につき：3,000円			
24時間対応体制加算		6,400円／月			
特別管理加算		5,000円／月又は2,500円／月			
退院時共同指導加算		8,000円（※厚生労働大臣が定める疾病等、重症者管理加算 の算定対象者は2回算定可			
	上記対象者の中で厚生労働大臣が定める状態等にある場合				
	特別管理指導加算	2,000円			
退院支援指導加算		6,000円			
在宅患者連携指導加算		3,000円（月1回に限り）			
在宅患者緊急時カンファレンス加算		2,000円（月2回に限り）			
看護・介護職員連携強化加算		2,500円（月1回に限り）			
訪問看護情報提供療養費		1,500円			
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円			